

○いわき市合宿開催補助金交付要綱

平成24年7月1日制定

改正

平成26年2月24日

平成29年10月3日

平成30年4月1日

平成31年4月1日

令和3年3月26日

いわき市合宿開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図るため、市外に所在する文化活動を行う団体（以下「団体」という。）が市内で合宿を実施する場合における補助金の交付に関し、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当する合宿とする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による営業許可を受けた市内の宿泊施設を利用していること。
- (2) 利用する宿泊施設が補助対象者の所有するものでないこと。
- (3) 一の合宿における延べ宿泊者数が20人以上であること。
- (4) 各種大会、会議等への参加を目的とするものでないこと。
- (5) 営利を目的とするものでないこと。
- (6) 政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。
- (7) 公序良俗に反しないものであること。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、前条に規定する合宿を行うものであって、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校又は大学の学生等で構成する文化系の団体又はゼミナール
- (2) 企業の社員で構成する文化系の団体

2 前条及び前項の規定にかかわらず、同条に規定する補助対象事業についてその補助対象者がこの要綱に基づく補助金以外の補助金等（本市の補助金等に限る。）を交付され、又は交付の決定を受けて

いる場合は、当該補助対象者に対しては、この要綱の規定による補助金は交付しない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、一の合宿における延べ宿泊者数に1,000円（1人当たりの1泊の宿泊費が1,000円未満であるときは、当該宿泊費）を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。

(申請書の提出期日等)

第5条 規則第4条第1項の市長の定める期日は、補助対象事業を行おうとする日前10日とする。

2 規則第4条第1項第1号の事業計画書は、合宿計画書（第1号様式）とする。

(事業計画の軽微な変更)

第6条 規則第7条第1項の市長が定める軽微な変更は、事業計画を実質的に変更するものでなく、その細部について変更するものとする。

(補助金の交付請求時期)

第7条 規則第11条に規定する補助金等交付請求書の提出は、事業完了後に行うものとする。

(実績報告及び添付書類等)

第8条 規則第12条第2号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊証明書（第2号様式）
- (2) 宿泊施設の領収書の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から実施する。

附 則（平成26年2月24日）

この要綱は、平成26年3月1日から実施する。

附 則（平成29年10月3日）

この要綱は、平成29年10月3日から実施する。

附 則（平成30年4月1日）

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（平成31年4月1日）

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和3年3月26日）

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。